

## ○ 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱

31 久山町告示第 2 号

平成 31 年 2 月 1 日

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、空き家の利活用を促進することにより、地域コミュニティの強化をはじめ、地域の活性化と良好な住環境を確保するとともに、移住・定住の推進を図ることを目的として、空き家のリフォーム及び利活用を行うための家財等処分を行う所有者等に対して予算の範囲内で補助金を交付するため、必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 久山町空き家バンク事業(以下「空き家バンク制度」という。)実施要綱(平成 31 年久山町告示第 号)第 7 条の規定により空き家バンクに登録された空き家をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有する者で当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) リフォーム 住宅の機能若しくは性能を維持し、又は向上させるため、住宅の改修を行うことをいう。
- (4) 家財等 空き家の居住部分において、使用されず残置された状態の電化製品、家具その他の家財道具(ただし、家電リサイクル法に基づく処理費用は除く)をいう。
- (5) 改修費 居住の用に供する台所、浴室、便所、洗面所、内装、屋根及び外壁等の改修、その他住宅の質の向上のために行う修繕及び設備改修に要する経費をいう。
- (6) DIYリフォーム 事業者によることなく、住宅に居住するものが自ら住宅の改修を行うことをいう。

### (補助金の種類)

第 3 条 この要綱において交付できる補助金は、次の各号に掲げる種類に分類する。

- (1) リフォーム補助金
- (2) 家財等処分補助金

### (補助対象者)

第 4 条 補助対象者は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- (1) 所有者等又は所有者等と売買契約若しくは賃貸借契約を締結し、若しくは売買契約若しくは賃貸借契約について同意を得た買主若しくは借主である者。
- (2) 申請日現在において、町税を滞納していない者。
- (3) 暴力団又は暴力団員でない者若しくは暴力団及び暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (4) 工事施工業者が前号に規定する者であること。

### (補助対象空き家)

第 5 条 リフォーム補助金の対象となる空き家(以下「補助対象空き家」という。)は、第 2 条第 1 項に規定する空き家で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)その他関係法令の基準を満たし、昭和 56 年 6 月 1

日以後に建築確認を受けた住宅又は耐震基準適合証明書の交付を受けることのできる住宅であること。

- (2) 空き家バンク制度を利用し、売買契約又は賃貸借契約が締結されたもの
- (3) 専用住宅又は併用住宅の居住部分
- (4) リフォーム補助の申請日時時点で、1年以上居住その他の使用がなされていないもの。

2 前項の規定に関わらず、この要綱の定めるところにより既にリフォーム補助金の交付を受けた同一空き家については、交付を受けたリフォーム補助金の交付決定の交付確定の日から起算して5年が経過するまでは、リフォーム補助金の対象空き家となることができない。

3 家財等処分補助金の対象空き家は、第2条第1号に規定する空き家で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 空き家バンク制度を利用し、売買契約又は賃貸借契約が締結されたもの
- (2) 家財等処分補助金の申請日時時点で、1年以上居住その他の使用がなされていないもの。  
(対象工事)

第6条 補助の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、補助対象空き家のリフォーム工事で次の各号の全てに該当する工事とする。

- (1) 別表1に掲げる工事で、それに要する費用(消費税等を除く。以下「対象経費」という。)が10万円以上である工事。
- (2) 第9条に規定する交付決定後に着工し、かつ、当該年度の2月末日までに第11条に規定する実績報告を行うことができる工事。
- (3) 国の制度(地方公共団体等が国の補助を受けて行うものを含む。)又は町の他の制度に基づく補助金等の交付を受けていない工事、又は請ける予定のない工事。

(補助対象経費及び補助金の額)

第7条 補助対象経費及び補助金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

補助の区分	補助対象経費	補助金の額
リフォーム補助	第6条に規定するリフォーム工事に要する経費	補助対象経費の1/3の額と20万円のいずれか少ない額
家財等処分補助	第2条第4号に規定する家財等の処分に要する費用	補助対象経費の1/3の額と5万円のいずれか少ない額

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 リフォーム補助金と家財等処分補助金は、施工箇所が同一である場合に限り、同時に交付を受けることができる。

4 次の各号に掲げる者については、第1項に規定するリフォーム補助の補助金の額にそれぞれ各号に規定する額を加算することができる。その場合の補助金額は30万円を上限とする。

- (1) 補助対象空き家に居住する者が婚姻届を受理されて1年以内の世帯 5万円
- (2) 補助対象空き家に居住する者が18歳以下の者を扶養する世帯 5万円
- (3) 補助対象空き家に居住する者が町外から転入する場合 5万円
- (4) 補助対象空き家に居住する者がDIYリフォームを行う場合 5万円

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金の交付を受けようとする工事等の着手前に久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請書(様式第 1 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 町税に滞納が無いことの証明書
  - (2) 補助対象空き家の不動産登記事項証明書
  - (3) リフォームを行う住宅の位置図及び配置図並びに改修前後の平面図
  - (4) リフォームに係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し
  - (5) 補助金算定表
  - (6) リフォーム部分の施工前の写真
  - (7) 誓約書(様式第 13 号)
  - (8) 委任状
  - (9) 前条第 4 項第 1 号から第 3 号に該当する場合は、補助対象空き家に居住する又は居住しようとする世帯全員の住民票の写し
  - (10) その他町長が必要と認める書類
- 2 申請者が借主の場合は、前項に規定する申請(以下「交付申請」という。)があった空き家の所有者等の同意を得なければならない。  
(交付決定等)

第 9 条 町長は、申請者から前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、交付の適否を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金不交付決定通知書(様式第 3 号)により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第 1 項の審査において必要と認めるときは、対象工事について実地調査を行うことができる。
- 4 町長は、補助金の交付決定について、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。  
(変更交付申請等)

第 10 条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「交付決定対象者」という。)は、当該申請内容を変更しようとするときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付申請書(様式第 4 号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後のリフォームに係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し
  - (2) 変更後のリフォーム部分の施工前の写真
  - (3) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金の交付決定額の変更を承認する者に対しては変更承認・補助金交付決定変更通知書(様式第 5 号)により、補助金の交付決定額に変更がない者に対しては変更承認通知書(様式第 6 号)により、通知するものとする。

3 町長は、前項に規定する承認をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付して、または申請に係る事項について修正を加えて通知することができる。

(申請の取り下げ)

第 11 条 申請者は、補助金の交付申請を取り下げるときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請取下届(様式第 7 号)により、町長に届け出なければならない。

2 交付決定を受けた後に前項の届け出を行う場合には、届出を受け付けたときに交付決定の効力は失い、当該決定は無かったものとみなす。

(実績報告)

第 12 条 申請者は、補助対象工事が完了した日から 10 日以内に、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金実績報告書(様式第 8 号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォームに係る工事契約書及び領収書の写し
- (2) リフォーム工事証明書
- (3) リフォーム部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- (4) 産業廃棄物管理票(マニフェストD票)の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 13 条 町長は、前条の規定により報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて完了検査等を行い、当該報告に係る成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、久山町リフォーム等助成事業補助金交付額確定通知書(様式第 9 号)により速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、必要な是正措置を命じ、是正の措置がなされたことを確認した後、前項に規定する補助金の額の確定及び通知をするものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 申請者は、前条に規定する通知を受けた日から起算して 10 日以内に、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付請求書(様式第 10 号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 15 条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消し等)

第 16 条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の取消し及び返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付手続きを行ったとき。
- (2) この要綱の規定並びにその他法令に違反したとき。
- (3) 補助金の交付申請内容及び交付決定内容並びにこれらに付した条件に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 町長は、補助金の交付決定を取り消したときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交

付決定取消通知書(様式第 11 号)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第 1 項の規定により補助金の返還を命ずるときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金返還通知書(様式第 12 号)によるものとする。

(委任)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項については、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1(第 6 条関係)

	対象工事の内容
省エネ改修	住宅の環境性能を良好にするもので次の各号に掲げる工事
	(1)窓、外壁、屋根・天井、床開口部の断熱改修
	(2)外壁、屋根・天井、床の断熱改修
バリアフリー改修	(3)省エネルギー等設備機器の設置
	段差の解消等、生活に不便な障害を取り除き安全な生活環境を確保するための工事で次の各号に掲げる工事
	(1)手すりの設置
	(2)段差の解消
	(3)廊下幅等の拡張
	(4)床材の変更
	(5)開き戸から引戸・折戸、及びドアノブからレバーハンドル等への変更
(6)和式から様式への便器の変更	
耐久性向上改修	(7)従来よりまたぎの低い浴槽への変更
	住宅の耐久性を高めるための工事で次の各号に掲げる工事
	(1)基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、樋、床、内壁、天井等の改修
	(2)塗装工事
居住性向上改修	(3)建物の嵩上げ又は床を高くする工事
	(4)その他耐久性を高める工事
	住宅の居住性を良好にするため又は住宅の衛生上必要な工事で次の各号に掲げる工事
	(1)間取りの変更等模様替え工事
	(2)開口部等の設置工事
	(3)台所、浴室又は便所の改良工事
(4)建具の取替え工事	
(5)壁紙の張替え工事	
(6)その他居住性を良好にするため又は住宅の衛生上必要な工事	

久山町長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
生年月日  
性 別  
電話番号

㊞

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請書

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金の交付を受けたいので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> 借主		
工事等の区分	<input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 家財等処分		
空家の所在地及び 空家バンク登録番号	久山町大字 第 号		
加算要件	要綱第7条第4項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号		
補助金	全体工事費	円	
	対象工事費	円	
	交付申請額	円	
他の助成制度の適用	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 補助名称 ( )	
		※他の補助で同じ工事箇所を申請されている場合は併用できません。	
工事等の期間	年 月 日～ 年 月 日		
工事施工者	所在地		
	名称		
	連絡先		

<申請者が借主の場合における空き家所有者同意欄>

借主が上記空き家のリフォーム又は家財等処分補助を申請する場合は、同要綱第 8 条第 2 項の規定により、当該空き家の所有者の同意が必要となります。
申請者が上記の内容のとおり、当該空き家のリフォーム又は家財等処分を実施することについて、同意いたします。 年 月 日 所有者 住所 氏名 印

※久山町暴力団排除条例(平成 22 年久山町条例第 3 号)第 6 条の規定に基づき、暴力団(員)と密接な関係があるか否かについて、警察へ照会させていただきます。暴力団員等の関与があることが確認できた場合には、当該補助金の交付を受けられない、若しくは交付決定後において当該補助金を返還していただくことがあります。なお、警察への照会に使用する個人情報は、当該補助事業の目的以外に使用することはありません。

(裏面)

添付書類

1. 町税に滞納が無いことの証明書
2. 補助対象空き家の不動産登記事項証明書
3. リフォームを行う住宅の位置図及び配置図並びに改修前後の平面図
4. リフォームに係る見積書及び工事内訳が記載された書類等の写し
5. 補助金算定表
6. リフォーム部分の施工前の写真
7. 誓約書
8. 委任状
9. 第7条第4項第1号から第3号に該当する場合は、補助対象空き家に居住する又は居住しようとする世帯全員の住民票の写し
10. その他参考となる書類

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書

様

久山町長

年 月 日付で交付申請があった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、次のとおり交付することを決定したので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1.交付決定番号

2.補助対象家屋の所在地

3.交付決定額 円（補助対象額: 円）

4.完成予定期日 年 月 日

5.補助金の交付予定時期

実績報告書提出後、補助金の額の画定後において交付する。

6.交付条件

- (1) 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (3) 申請を取り下げるときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請取下届(様式第 7 号)を提出すること。
- (4) 補助対象工事に係る工事内容又は補助金の額を変更しようとするときは、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付申請書(様式第 4 号)を提出し、承認を受けること。ただし、完了予定期日を繰り上げる場合については、この限りではない。
- (5) 工事が完了したときは、工事の完了した日から 10 日以内に久山町空き家リフォーム等助成事業補助金実績報告書(様式第 8 号)を提出すること。
- (6) 工事が予定の期間内に完了しない場合又は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けること。

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金不交付決定通知書

様

久山町長

年 月 日付で交付申請があった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、次のとおり交付しないことを決定したので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1.申請空き家の所在地

2.不交付の理由

様式第 4 号(第 10 条関係)

年 月 日

久 山 町 長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
生年月日  
性 別  
電話番号

Ⓜ

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 久 発第 号で交付決定のあった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、交付申請の内容を変更したいので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

変 更 の 内 容		
変 更 の 理 由		
変 更 前	全 体 工 事 費	円
	対 象 工 事 費	円
	交 付 決 定 額	円
変 更 後	変 更 全 体 工 事 費	円
	変 更 対 象 工 事 費	円
	変 更 交 付 申 請 額	円

(添付書類)

- ① 変更後のリフォームに係る見積書(工事内訳が分かるもの)の写し
- ② 変更後のリフォーム部分の施工前の写真
- ③ その他参考となる書類

変更承認・補助金交付決定変更通知書

様

久山町長

年 月 日付で変更申請があった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、次のとおり変更を承認し交付決定を変更したので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1.変更交付決定額

	交 付 決 定 額	補 助 対 象 額
変 更 前	円	円
変 更 後	円	円

2.変更交付条件

従前のおりとする。

変 更 承 認 通 知 書

様

久 山 町 長

年 月 日付で変更申請があった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、次のとおり変更を承認したので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

記

1.変更内容

様式第 7 号(第 11 条関係)

年 月 日

久 山 町 長 様

(申請者) 住 所  
氏 名 ⑩  
生年月日  
性 別  
電話番号

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付申請取下届

年 月 日付け 久 発第 号で交付決定のあった久山町空き家リフォーム等  
助成事業補助金について、交付申請を取り下げたいので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要  
綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

交 付 決 定 番 号	
補 助 対 象 家 屋 の 所 在 地	
交 付 決 定 額	円
中 止 の 理 由	

年 月 日

久 山 町 長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
生年月日  
性 別  
電話番号

㊞

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金実績報告書

年 月 日付け 久 発第 号で交付決定のあった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

申請者区分	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 買主 <input type="checkbox"/> 借主		
工事等の区分	<input type="checkbox"/> リフォーム <input type="checkbox"/> 家財等処分		
空家の所在地及び空家バンク登録番号	久山町大字 第 号		
加算要件	要綱第7条第4項 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号		
補助金	当初申請額	変更申請額	実績額
	全体工事費	円	円
	対象工事費	円	円
	交付申請額	円	円
他の助成制度の適用	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり 補助名称 ( )	
		※他の補助で同じ工事箇所を申請されている場合は併用できません。	
工事等の期間	年 月 日～ 年 月 日		
工事施工者	所在地		
	名称		
	連絡先		

(添付書類)

- ① リフォーム等に係る領収書の写し
- ② リフォーム工事契約書の写し
- ③ リフォーム部分の施工前、施工中及び施工後の写真
- ④ 産業廃棄物管理票(マニフェストD票)の写し
- ⑤ その他参考となる書類

久山町リフォーム等助成事業補助金交付額確定通知書

様

久 山 町 長

年 月 日付けで実績報告のあった久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、次のおり確定しましたので久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 13 条第 1 項の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 番 号	
補 助 対 象 家 屋 の 所 在 地	
交 付 決 定 額	円
交 付 確 定 額	円

様式第 10 号(第 14 条関係)

(請求先)

久山町長

様

## 請 求 書

金額	百万	十万	万	千	百	十	円

(金額の頭部には¥をお書きください。)

上記金額を請求します。

年 月 日

(請求者) 住 所  
氏 名  
電話番号

㊞

件 名 :	久山町空き家リフォーム等助成事業補助金
-------	---------------------

(添付書類)

- ① 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定通知書(様式第 2 号)の写し
- ② 変更承認・補助金交付決定変更通知書(様式第 5 号)の写し
- ③ 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付額確定通知書(様式第 9 号)の写し

久 発第 号  
年 月 日

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付決定取消通知書

様

久 山 町 長

年 月 日付け 久 発第 号で交付決定した久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消したので、久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定に基づき通知します。

記

交 付 決 定 通 知 年 月 日付け 久 発第 号

取 消 の 理 由 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱  
第 16 条第 1 項第 号に該当するため  
( )

交 付 決 定 額 円

取 消 す べ き 補 助 金 の 額 円

久 発第 号  
年 月 日

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金返還通知書

様

久山町長

年 月 日に交付した久山町空き家リフォーム等助成事業補助金について、下記のとおり返還するよう命じます。

記

補助金額の確定通知 年 月 日付け 久 発第 号  
返 還 の 理 由 久山町空き家リフォーム等助成事業補助金交付要綱  
第 16 条第 1 項第 号に該当するため  
( )  
交付済み補助金の額 円  
返還すべき補助金の額 円  
返還金の返納期限 年 月 日

(注)

1. 返還金は、納入通知書により返納期限までに返還すること。
2. 返還金を返納期限までに納付しなかったときは、当該支払期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

久 山 町 長 様

## 誓 約 書

久山町空き家リフォーム等助成事業補助金(以下「補助金」という。)を申請するにあたり、補助金交付要綱に規定する交付要件に準じていることを誓約します。

万一違反があった場合は、補助金交付要綱第 16 条による補助金の交付決定取り消し又は補助金の返還命令に従います。

### 記

#### 交付要件

- 私は、補助金交付要綱第 4 条に規定する補助対象者である。
- 私が申請する物件は、補助金交付要綱第 5 条に規定する補助対象空き家である。
- 私が申請する工事は、補助金交付要綱第 6 条に規定する補助対象工事である。
- 私は、虚偽の申請又は報告を行いません。
- 補助対象となる改修工事の実施に当たり、建築基準法その他関係法令を遵守します。
- 上記の誓約事項に違反したときは、町の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

誓約者 氏 名

Ⓢ

住 所